

虐待防止委員会の 実際の運営について

社会福祉法人 虹の会
提中 美穂

社会福祉法人

虹の会

このあたり！



事業所

12

通所支援
相談支援
生活支援
困窮者支援

職員数

130

滋賀県

高島市

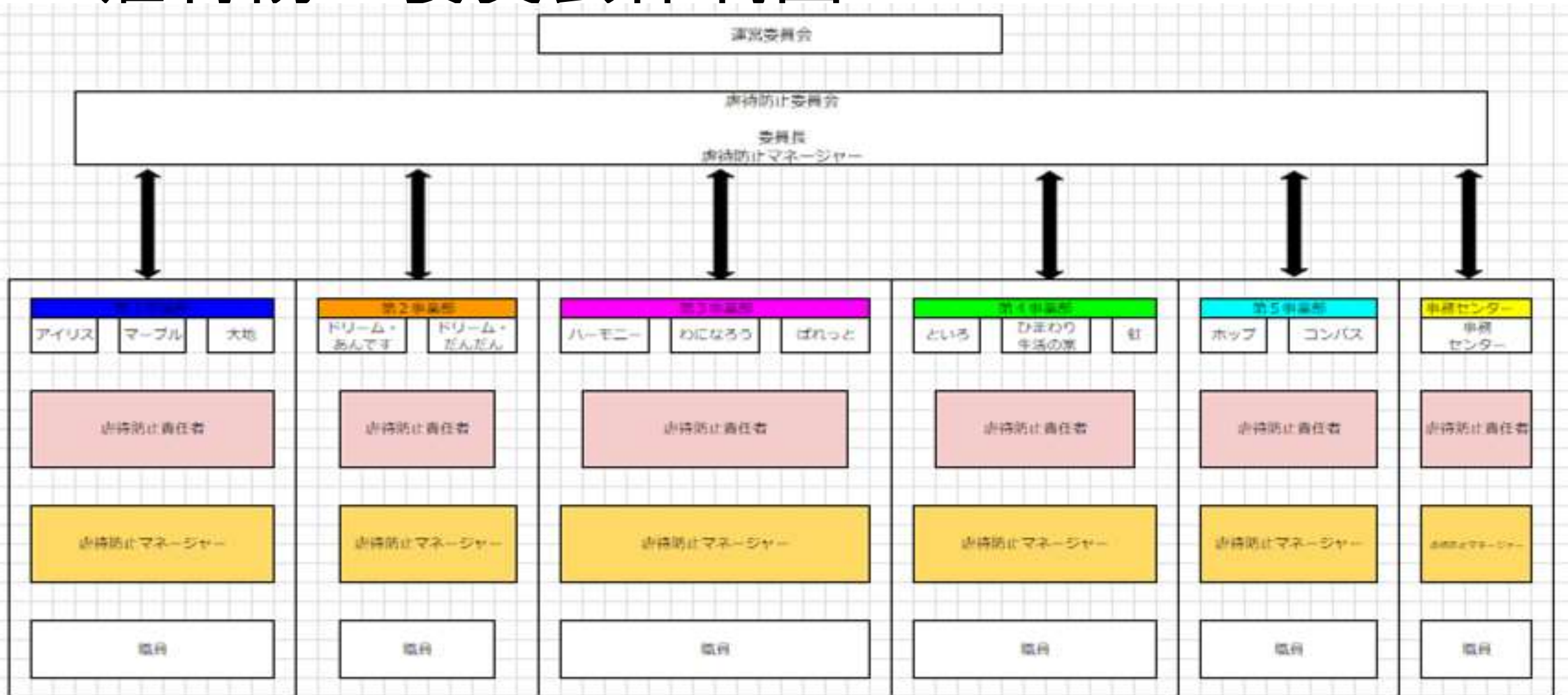
本日の内容

- 虐待防止委員会の体制について
- 虐待防止委員会の取り組みについて
- 虐待防止委員会の取り組みから

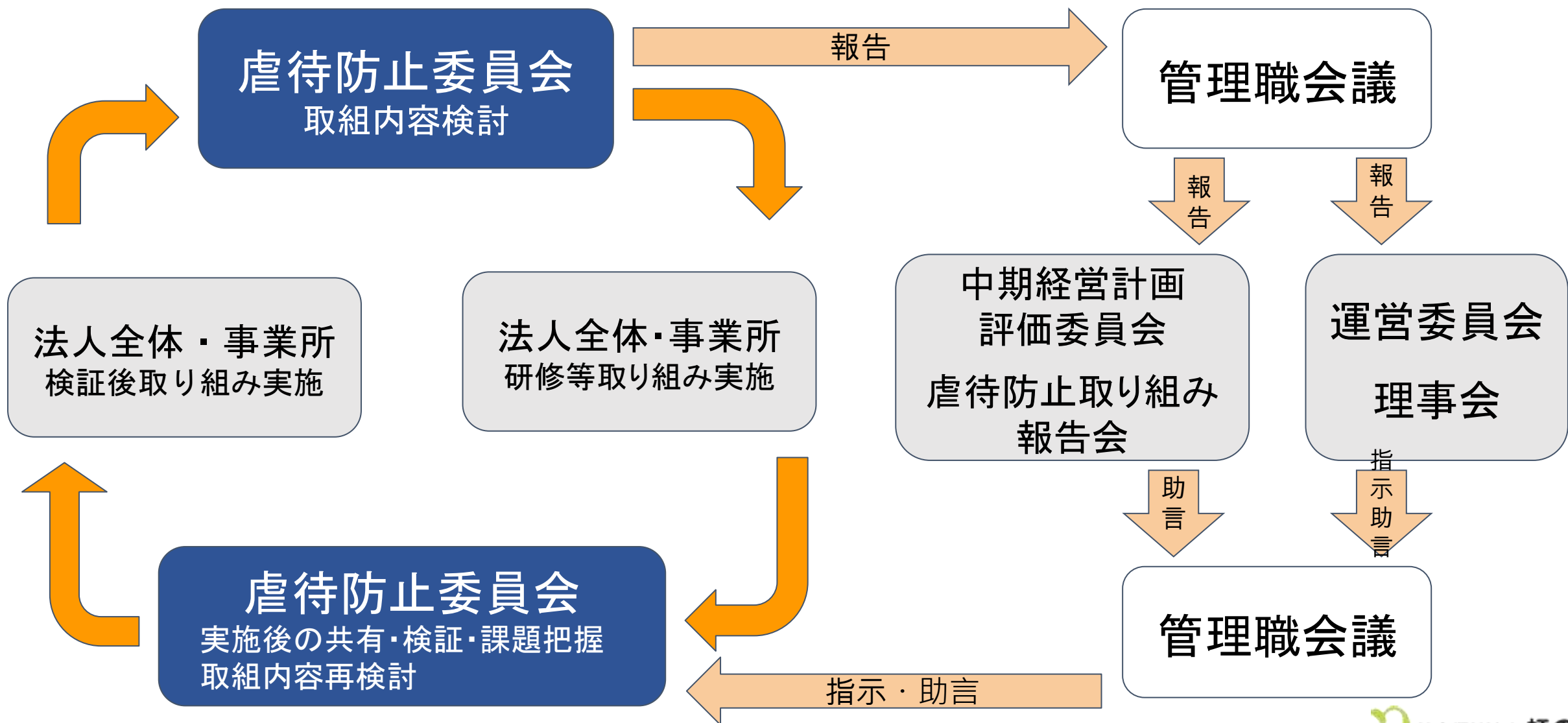
虐待防止委員会の 体制について



虐待防止委員会体制図



虐待防止委員会運営サイクル



虐待防止委員会の 取り組みについて



取り組み内容

項目	内容
1, 啓発・意識向上	・毎日「目指す職員像」の唱和 ・掲示物
2, 規程等の整備・見直し	・虐待防止に関する各種マニュアル見直し
3, 振り返り・気づき	・虐待防止に関するチェックリスト（相談、通所、GH、事務系、管理者） ・虐待防止に関するチェックリスト協議・GW
4, 研修	・虐待防止研修　・人権研修　・伝達研修 ・発達障害（行動障害）に関する研修
5, 検討・調査	・身体拘束事案の報告、身体拘束適正化検討委員会 ・意識調査アンケート　・臨時委員会
6, その他	・5分でできるストレスチェック（厚労省） ・第三者報告会　・自立支援協議会（権利擁護部会参加）　等

取り組み内容

項目	内容
1, 啓発・意識向上	・ 毎日「目指す職員像」の唱和 ・ 掲示物
2, 規程等の整備・見直し	・ 虐待防止に関する各種マニュアル見直し
3, 振り返り・気づき	・ 虐待防止に関するチェックリスト（相談、通所、GH、事務系、管理者） ・ 虐待防止に関するチェックリスト協議・GW
4, 研修	・ 虐待防止研修 ・ 人権研修 ・ 伝達研修 ・ 発達障害（行動障害）に関する研修
5, 検討・調査	・ 身体拘束事案の報告、身体拘束適正化検討委員会 ・ 意識調査アンケート ・ 臨時委員会
6, その他	・ 5分でできるストレスチェック（厚労省） ・ 第三者報告会 ・ 自立支援協議会（権利擁護部会参加） 等

虐待防止に関する各種マニュアル見直し

- ◆障がい者虐待防止実施要項
- ◆虐待発生時対応マニュアル
- ◆虐待対応フローチャート
- ◆虐待事象対応等報告書
- ◆心理的虐待・
心理的虐待の芽 具体事例集

社会福祉法人 虹の会 障がい者虐待防止実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人虹の会が運営する障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）を利用する障がい者(児)の人権を擁護するため、事業所の運営規定に定める虐待防止のための措置及び障害者虐待事象が発生したときの対処などについて必要事項を定める。

(対象とする行為)

第2条 この要綱において「虐待」とは平成24年10月1日施行された「障害者虐待防止法」に基づき法人職員（以下「職員」という。）が利用者に対し、次に掲げる行為をいう。

①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄、放置、⑤経済的虐待

*虐待行為の具体例は別紙1

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 職員は利用者に対し、虐待をしてはならない。

(虐待防止責任者の責務)

第4条 各事業所の施設長等は、事業所における虐待防止責任者として、常日頃から障害者の虐待を防止するため、もしくは虐待事象が発生したときは速やかに適切な対応を講じなければならない。

(虐待防止マネージャーの責務)

第5条 各事業所の主任又はリーダーは、事業所における虐待防止マネージャーとして、職員のチェックリストの実施や倫理綱領等の浸透、研修の実施、事例報告、分析等さまざまな虐待防止のための取り組みを行わなければならない。

(虐待防止委員会の役割)

第6条 事業所内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置し、虐待が起こらないよう事前の措置として、以下の項目について対応をとるものとする。

- ① 虐待防止のための計画づくり
- ② 虐待防止のチェックとモニタリング
- ③ 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

2 日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

取り組み内容

項目	内容
1, 啓発・意識向上	・ 毎日「目指す職員像」の唱和 ・ 掲示物
2, 規程等の整備・見直し	・ 虐待防止に関する各種マニュアル見直し
3, 振り返り・気づき	・ 虐待防止に関するチェックリスト（相談、通所、GH、事務系、管理者） ・ 虐待防止に関するチェックリスト協議・GW
4, 研修	・ 虐待防止研修 ・ 人権研修 ・ 伝達研修 ・ 発達障害（行動障害）に関する研修
5, 検討・調査	・ 身体拘束事案の報告、身体拘束適正化検討委員会 ・ 意識調査アンケート ・ 臨時委員会
6, その他	・ 5分でできるストレスチェック（厚労省） ・ 第三者報告会 ・ 自立支援協議会（権利擁護部会参加） 等

虐待防止に関する チェックリスト

虐待防止マネージャーから 項目の意図を説明

虐待に関すること		はい	いいえ
体罰	① 利用者に対して、身体的拘束(隔離・押さえつける・過剰な服薬)・肉体的苦痛(長時間同じ姿勢を強要する)を与えたことがある。		
	② 利用者に対して、人間の基本的欲求(食欲・性欲・睡眠欲)に関わる行為を否定・禁止したことがある。		
	③ 利用者に対して殴る、蹴る、その他けがをさせる行為を行ったことがある。		
差別	④ 利用者に対して、その人の年齢にふさわしくない接し方(呼称、口調、態度)をしたことがある。		
	⑤ 障がいにより克服困難なこと(障がい程度、状態、能力)を、利用者本人の責任であるとの発言をしたことがある。 例: 麻痺のある手について「いつその手は治るの?」のような発言等		
	⑥ 利用者の行為(しぐさ、話し方、歩き方等)の真似をしたことがある。 ※相手に伝えるための手段として、模倣することは当てはまらない。		
	利用者との関わりの中で、利用者の行為を悪意(ない、興味本位で模倣)したことがある。		

相互研鑽	⑧ 他の職員の利用者に対する上記の行為を、黙認したことがある。		
	＜◎でよいと答えた方＞ 書ける範囲で結構ですので、番号と内容を記入してください。		
支援・職場環境に関すること		はい	いいえ
支援内容	⑨ 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に言うよう日々、心がけている。		
	⑩ 利用者に対するサービス提供に関わる記録書類(ケース記録等)について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。		
職場環境	⑪ 職場内でのコミュニケーションが取りやすい雰囲気である。		
	⑫ 最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。		
	⑬ 最近、特に体調がすぐれないと感ずることがある。		

通所・相談・GH
事務・管理職・・・

それぞれの形態に合わせた
チェックリストを作成

直接言いにくい
ことは
記載して報告

取り組み内容

項目	内容
1, 啓発・意識向上	・ 毎日「目指す職員像」の唱和 ・ 掲示物
2, 規程等の整備・見直し	・ 虐待防止に関する各種マニュアル見直し
3, 振り返り・気づき	・ 虐待防止に関するチェックリスト（相談、通所、GH、事務系、管理者） ・ 虐待防止に関するチェックリスト協議・GW
4, 研修	・ 虐待防止研修 ・ 人権研修 ・ 伝達研修 ・ 発達障害（行動障害）に関する研修
5, 検討・調査	・ 身体拘束事案の報告、身体拘束適正化検討委員会 ・ 意識調査アンケート ・ 臨時委員会
6, その他	・ 5分でできるストレスチェック（厚労省） ・ 第三者報告会 ・ 自立支援協議会（権利擁護部会参加） 等

虐待防止研修 等

◆アンガーマネージメント研修

※アンガーマネージメント協会より講師をお迎えして

◆障がい理解の不足からくる虐待リスクについて 虐待の芽と支援の考え方について(ロールプレイ) 障害のある方の生活を守っていくための職員ストレス マネジメント

※発達障害者支援センターより講師をお迎えして

◆管理者・マネージャーのあるべき姿、役割、組織づくり

※法律事務所弁護士をお迎えして

事例検討

Q

物にこだわりを持つ利用者が行動の移りに遅れが出た時、誘導の時に意識を向けてもらうために、利用者の持ち物を取ったり、引っ張ったりする行為は？

	登場人物	演者
	利用者Aさん	:
	利用者Bさん	:
	先輩職員Cさん	:
	新人職員Dさん	:
場面	就労継続支援B型事業所 ゆずの食堂 利用者2名は同じ空間にいる	
ナレーション (マネージャー)	この日は午後から地域の神社の清掃作業の日。車での移動が必要な場所での作業があるので作業に参加する。今日は渋滞が予想されるので利用者には時間内に食事を終わらせてほしいと職員は思っている。 決まった時間に必ず事業所を出発しなければ、時間内に清掃が終わらない可能性があり職員は常に時間を気にしていた。	
先輩職員Cさん	今日は午後から神社の清掃作業がありまーす！作業に行く人は早く手を洗ってお昼ごはん食べてきてくださいーい！あれ？！Aさんがまだ手洗いに行っていない。Dさん、声かけてきて！	
新人職員Dさん	(不安を感じながら) は、・・・はい・・・分かりました。(洗面所の方の廊下の小走で行く。止まっているAさんを発見！) Aさん！早く手を洗って来てください。Aさん！Aさん！	
利用者Aさん	動かずに下を見つめている (青いテーブルがほんの少し剥がれている)	
新人職員Dさん	(Cさんを見て) Aさんが止まってしまっていて動いてくれません。	
先輩職員Cさん	もう！こんな時に！いいわ、私が声かけるから替わって！	
	CさんがAさんの止まっている廊下に向かう。	

事例集Q & A

ロールプレイ ↑
(自分たちで実演)

← 動画で確認



取り組み内容

項目	内容
1, 啓発・意識向上	・ 毎日「目指す職員像」の唱和 ・ 掲示物
2, 規程等の整備・見直し	・ 虐待防止に関する各種マニュアル見直し
3, 振り返り・気づき	・ 虐待防止に関するチェックリスト（相談、通所、GH、事務系、管理者） ・ 虐待防止に関するチェックリスト協議・GW
4, 研修	・ 虐待防止研修 ・ 人権研修 ・ 伝達研修 ・ 発達障害（行動障害）に関する研修
5, 検討・調査	・ 身体拘束事案の報告、身体拘束適正化検討委員会 ・ 意識調査アンケート ・ 臨時委員会
6, その他	・ 5分でできるストレスチェック（厚労省） ・ 第三者報告会 ・ 自立支援協議会（権利擁護部会参加） 等

身体拘束事案の報告

身 体 拘 束 報 告 書							
発生日・時間	令和 年 月 日 () 時 分			記録者			
氏名		年齢	歳	性別	男・女	個別支援計画記載	有・無
障がいについて	種別 () / 診断名 () / 程度 () / 支援区分 (区分) / 行動点数 (点)						
拘束に至るまでの本人の状態							
その時の職員対応の内容							
考えられる原因							
※上記までを報告者が記載し、下記は協議して記載。							
①切迫性							

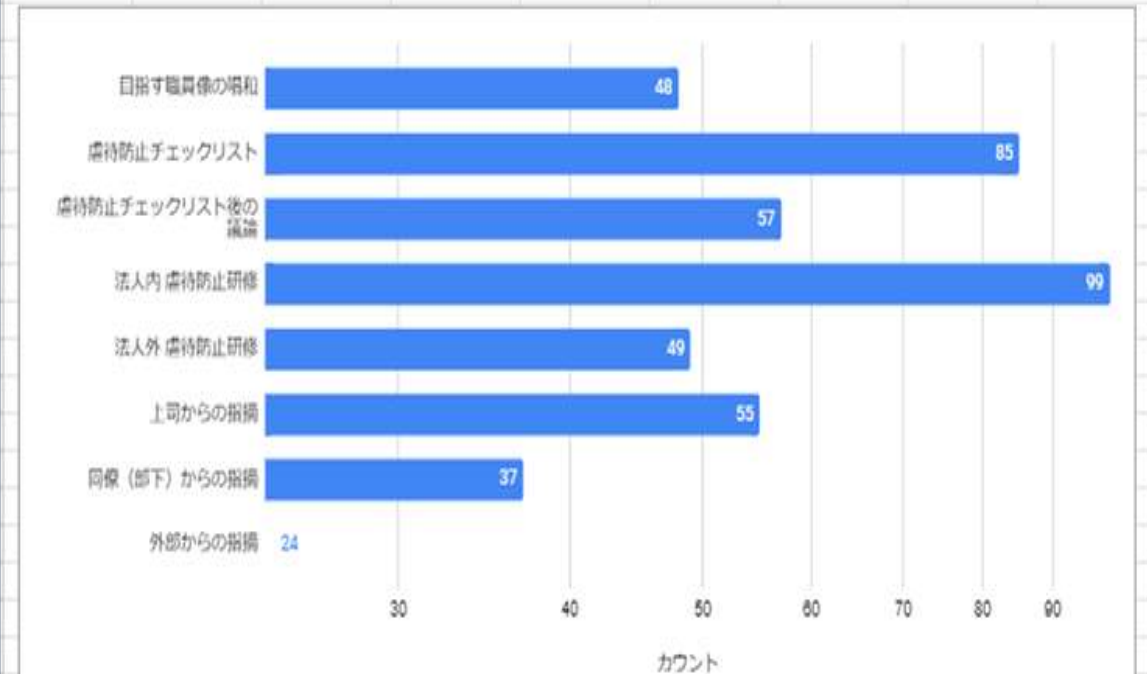
※上記までを報告者が記載し、下記は協議して記載。			
①切迫性			
②非代替性	拘束の方法（最小限の方法）		
	身体拘束その他行動制限を行う以外に代替する方法がないことの理由		
	検討した職員氏名		
③一時性	拘束時間	時 分 ～ 時 分	
家族または関係者への連絡	月 日 () 時 分		
	先方氏名 :		(続柄:)
	連絡者氏名:		
第3者委員への連絡の必要性	☐ 無し ・ ☐ 有り	月 日 () 時 分	
市への連絡の必要性	☐ 無し ・ ☐ 有り	月 日 () 時 分	

意識調査アンケート

5. どのようなことが虐待防止に繋がり、日々の業務に繋がっていると思いますか。今現在、行われていることとして当てはまるものにチェックしてください。（複数回答可）

- ☐ 目指す職員像の唱和
- ☐ 虐待防止チェックリスト
- ☐ 虐待防止チェックリスト後の議論
- ☐ 法人内 虐待防止研修
- ☐ 法人外 虐待防止研修
- ☐ 上司からの指摘
- ☐ 同僚（部下）からの指摘

5. どのようなことが虐待防止に繋がり、日々の業務に繋がっていると思いますか。今現在、行われていることとして当てはまるものにチェックしてください。（複数回答可）



Googleフォームのアンケートにて集計実施

取り組み内容

項目	内容
1, 啓発・意識向上	・ 毎日「目指す職員像」の唱和 ・ 掲示物
2, 規程等の整備・見直し	・ 虐待防止に関する各種マニュアル見直し
3, 振り返り・気づき	・ 虐待防止に関するチェックリスト（相談、通所、GH、事務系、管理者） ・ 虐待防止に関するチェックリスト協議・GW
4, 研修	・ 虐待防止研修 ・ 人権研修 ・ 伝達研修 ・ 発達障害（行動障害）に関する研修
5, 検討・調査	・ 身体拘束事案の報告、身体拘束適正化検討委員会 ・ 意識調査アンケート ・ 臨時委員会
6, その他	・ 5分でできるストレスチェック（厚労省） ・ 虐待防止取り組み報告会 ・ 自立支援協議会（権利擁護部会参加） 等

虐待防止取り組み報告会

◆構成メンバー: 第3者評価委員
家族代表
理事長
虐待防止管理者

◆報告内容: 虐待防止委員会取り組み内容の報告
意見交換

令和6年度 第1回虐待防止の取り組み報告会

日時 [REDACTED]
13:30~14:30
場所: ハーモニーホール
(高島市新旭町薬園2607番地)
参加者 [REDACTED]

1, 開会
理事長挨拶

自己紹介

2, 虐待防止の取り組み報告
<虐待防止委員会>
会議開催回数(令和5年4月~令和6年3月) 6回開催
⇒黄色ファイル見直し
個人用ファイル・事業所備え付けに分ける
⇒チェックリスト内容確認(10月実施)
チェック項目の説明
⇒身体拘束適正化委員会
研修動画視聴、身体拘束報告(2件)
⇒虐待防止研修
ロールプレイ作成、実施
⇒意識調査
対象者127名中 110名回答

虐待防止委員会の 取り組みから



意識調査結果からの意見

- 定期的にチェックすることで、振返りの機会となっている
- 日頃から職場内で常に意識することが大事
- 周りからの指摘はありがたい
- 障がい特性の理解が必要
- 今後も積極的に研修や啓発を進めてほしい
- 事例検討会や考える機会・学習会を継続してほしい
- 本人の行動の目的を理解する必要がある
- 場面のアセスメントや環境整備が必要

委員会を通じての取り組み**成果・課題**

- ◆障害者虐待防止への関心・意識の向上
- ◆学びに対する意欲向上と考える機会の増加
- ◆法人全体で同じ温度での取り組みと理解
- ◆風通しの良い事業所

ご清聴ありがとうございました